

粕監発第 22号

令和元年8月7日

粕屋町長 箱田 彰 様

粕屋町監査委員 山田 重徳

粕屋町監査委員 案浦 兼敏

平成30年度の決算審査並びに定期監査について

標記のことについて、令和元年7月16日から31日にかけて実施いたしました。

総括的には、町長の施政方針に沿った職務が遂行され、事務事業の目的達成のために適正かつ効率的で、町民の福祉の向上を基本理念とした予算執行がなされています。

各課においては、経費削減の取り組みや費用対効果の検証・向上に努められています。また、町の債権については、収納課を中心に徴収体制の強化が図られ、税・料金等の徴収率も上昇しており評価できます。

国民健康保険特別会計については、制度改革後初年度の収支は赤字になりましたが、今後は黒字に向けての取り組みに努力されるよう要望します。

また、監査期間中に指摘した事項については、鋭意調査並びに改善に努められたい。

細部については、さらに検討を要すべき次の事項を指摘・要望します。

記

1. 補助金の検証・見直しについて

補助金は、一定の行政目的のため、活動団体に交付されるものである。

所管課においては、補助金の交付目的を明確に、団体の活動内容・補助対象経費・補助金の算定額が適正であるか、常に精査するとともに、外部からの行政評価を活用し、その効果について、検証・見直しを行うべきである。

2. 公有財産の適正な管理について

公有財産が不法に占有されている事例の改善がなされていない。不法な占有に対しては、早急に返還・払下げ等の対処をされたい。

3. 旅費の調整について

旅費支給については、実費弁償の考え方を徹底すべきであり、不当に旅費の実費を超えることとなる旅費等については、粕屋町有給職員等の旅費に関する条例第18条「旅費の調整」の規定により運用を図るべきである。

4. 工事変更契約について

変更工事は競争原理が働きにくく、また工期の延長にもつながる。住民要望の確認など入念に事前調査を行うことにより、想定外のことを想定内にするよう一層努力されたい。

5. 法令順守の徹底について

マスコミ報道されるような事件事故や不祥事がわが町においても発生している。住民の安全安心の確保の取り組みを強化するとともに、職員の法令順守を徹底していただきたい。